

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	砂利採取計画の認可、変更の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	砂利採取法第 16 条、第 20 条第 1 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	砂利採取法第 17 条、第 19 条 砂利の採取計画等に関する規則（昭和 34 年通商産業省・建設省令第 1 号）第 2 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	砂利採取法第 19 条の規定によるほか、砂利採取計画認可準則について（昭和 43 年 10 月 2 日 43 化局第 491 号、建設省河政発第 99 号通商産業省化学工業局長及び建設省河川局長通達）による。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	30 日
備 考	（秋田県）市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 59 第 1 号及び第 2 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日